

第6編 復旧・復興計画

《目 次》

第1章 災害復旧対策

第1節	復旧事業の推進	1
第1	被害の調査	
第2	公共施設等の復旧	
第3	災害復旧事業計画の種類	
第4	災害復旧事業の実施に伴う国の財政援助等	
第5	激甚災害の指定	
第6	激甚災害指定による財政援助	
第7	特定大規模災害	
第2節	被災者の生活確保	4
第1	災害弔慰金等の支給	
第2	災害援護資金・生活資金等の貸付	
第3	災害見舞金	
第4	被災者台帳の作成	
第5	租税等の減免及び徴収猶予等	
第6	雇用機会の確保	
第7	住宅の確保	
第8	被災者生活再建支援金	
第3節	中小企業の復旧支援	9
第1	府の措置	
第2	市の協力	
第3	資金の融資	
第4節	農業関係者の復旧支援	10
第1	府の措置	
第2	市の協力	
第3	資金の融資	
第5節	ライフライン等の復旧	11
第1	上水道	
第2	下水道	
第3	電力	
第4	ガス	
第5	電気通信	
第6	共同溝・電線共同溝	
第7	放送	
第8	鉄道	
第9	道路	

第2章 災害復興対策

第1節	復興対策本部の設置	15
第2節	復興計画の策定	16
第3節	災害復興事業の実施	17

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

市、府をはじめ防災関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に留まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

市は、復旧事業の推進にあたっては、国が作成する「復旧・復興ハンドブック」を参考にしつつ、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。また、男女共同参画の視点を踏まえ、災害復旧・復興の各段階において女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画にも配慮する。

第1 被害の調査

関係各班は、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額、その他の必要事項等を調査し、本部班に報告する。本部班は、関係各班の報告を取りまとめ、府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

関係各班は、所管する公共施設等の被害状況、発生原因、その他要因を考慮し、災害復旧事業計画を作成する。

また、災害復旧事業の内、法律等に基づき国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

災害対策本部体制下の関係各部は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 災害復旧事業計画の種類

災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

第4 災害復旧事業の実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担又は補助する事業は、主に次のとおりである。

法律等	事業
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	公園、上下水道及び道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設及び共同利用施設の復旧
道路法	道路の復旧
児童福祉法	児童福祉施設の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設の復旧
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設の復旧

第5 激甚災害の指定

府は、市の被害調査結果が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために必要な措置を講じる。

本部班は、各班の被害調査の結果が指定基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を府に報告する。

第6 激甚災害指定による財政援助

激甚災害指定による財政援助措置の対象は、主に次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害関連事業
 - (3) 公立学校施設災害復旧事業
 - (4) 公営住宅災害復旧事業
 - (5) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (6) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (7) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - (8) 身体障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業

- (9) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (10) 感染症予防事業
- (11) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (12) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (5) 水防資機材の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第7 特定大規模災害

本部班は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、内閣府に緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、市だけでは災害復旧事業に係る工事の実施が困難なときは、府への支援要請について市長に進言する。

市長は、本部班の進言があったときは、府への支援要請の実施について判断を行う。

本部班は、市長が府への支援要請を実施すると判断した場合は、府への支援要請を行う。

府は、市から要請を受け、かつ市の工事の実施体制等の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため、必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

第2節 被災者の生活確保

市及び府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金及び見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、住宅の確保等を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントを実施するなど、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができるよう努める。

第1 災害弔慰金等の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金、障害見舞金の支給、災害援護貸付金の貸付を行い、生活の確保を図る

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

(1) 保健福祉班は、次に示す災害が発生したときに災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

- ① 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害
- ② 府域において、住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ③ 府域において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 保健福祉班は、次の場合は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給を制限する。

- ① 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
- ② 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合（「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条」）

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金の貸付

市及び摂津市社会福祉協議会は、住居・家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金の貸付

保健福祉班は、府域において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに必要な資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の貸付

摂津市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、大阪府社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付業務の一部を委託されたときは、府内に住所を有する低所得者に対し、自然災害により被災した世帯の生活再建に必要な資金の貸付を行う。

第3 災害見舞金

1 摂津市災害見舞金

保健福祉班は、災害救助法又は災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けない災害が発生した場合は、摂津市災害見舞金の支給に関する条例に基づき、見舞金を支給する。

第4 被災者台帳の作成（災害対策基本法第90条の3）

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があると認めた場合は、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成する。

本部班は、市長が被災者台帳を作成することを決定した場合は、各班、府等に必要な情報の提供を依頼し、各種情報を取りまとめる。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第5 租税等の減免及び徴収猶予等

1 市税

罹災証明班は、地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免及び徴収の猶予等、適切な措置を行う。

- (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
- (2) 市税の減免
- (3) 徴収の猶予等

2 保険料等

保健福祉班は、災害により家屋に多大の損害を受け、保険料の納付又は一部負担金の支払いが困難となった市民については、保険料又は一部負担金の減免を行う。

3 上・下水道料金

水道本部班は、災害により水道管などが破損して漏水が発生した場合には、その被災状況に応じて上・下水道料金の一部を減額する。

4 その他の減免等

関係各班は、関係法令及び条例等に基づき、各種使用料等の減免を行う。

第6 雇用機会の確保

市は、災害により失業した者、離職、転職を希望する者について、茨木公共職業安定所が行う職業紹介（あっせん）へ迅速に誘導するなど、被災者の雇用の安定を図る。

第7 住宅の確保

1 住宅の確保

(1) 公共住宅の供給促進

資産班及び府は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

① 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空家活用

既存の空家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるように配慮する。

② 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象に災害公営住宅を供給する。

③ 特定優良賃貸住宅等の空家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんに努める。

(2) 被災住宅に対する融資制度の活用支援

都市整備班は、自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている場合は、被害の程度に応じて住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建設資金、補修資金等の融資を受けられることを周知する。

(3) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

第8 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめ等、必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に対して支援金の迅速な支給を要請する。

保健福祉班は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、府・被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）から当該事務の一部を委託されたときは、被災者からの申請書の受付、申請書の記載内容の確認及び取りまとめた申請書の府への送付を行う。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

(3) 支給対象世帯

自然災害により、次の①から⑤に該当する世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給額

支給額は、次の①及び②の合計額となる。

- ① 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・上記(3) ①～③の世帯 100万円
 - ・上記(3) ④の世帯 50万円※世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
 - ア 住宅を建設又は購入した場合
 - ・上記(3) ①～④の世帯 200万円
 - ・上記(3) ⑤の世帯 100万円
 - イ 住宅を補修した場合
 - ・上記(3) ①～④の世帯 100万円
 - ・上記(3) ⑤の世帯 50万円

ウ 住宅を賃借した場合

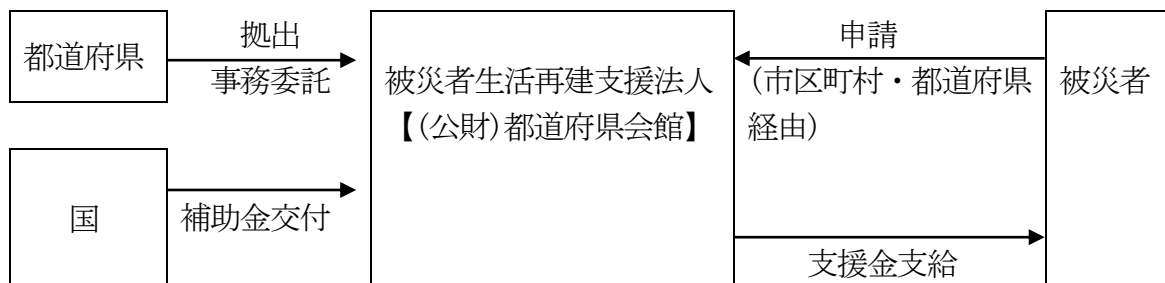
- ・上記 (3) ①～④の世帯 50 万円
- ・上記 (3) ⑤の世帯 25 万円

※一旦、住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円となり、一旦、住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で 100 万円となる。(中規模半壊世帯は 1/2)

※世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3/4 の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次の図のとおり。



第3節 中小企業の復旧支援

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、市及び府は、商工会・商工会議所等と連携し、災害発生時に中小企業等の被害状況の迅速かつ適切な把握に努める。

第1 府の措置

- 1 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- 3 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- 4 手続の迅速化、既借入金の償還条件の緩和等の特別措置を中小企業信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- 5 市を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 市の協力

- 1 産業班は、摂津市商工会と協力し、中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、国や府の講じる措置に協力するとともに、支援制度の周知徹底を図る。また、必要に応じて、融資相談窓口の開設を行う。

第3 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農業関係者の復旧支援

市は、府や金融機関等が行う、被災した農業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金融資等について、迅速かつ円滑に行われるよう、必要な協力を行う。

第1 府の措置

- 1 農業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- 5 市、農業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 市の協力

- 1 産業班は、農業関係者の被害状況調査、再建資金の需要把握など、国や府の講じる措置に協力するとともに、支援制度の周知徹底を図る。また、必要に応じて、融資相談窓口の開設を行う。

第3 資金の融資

融資機関は、被災した農業関係者の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合は、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して、経営資金を融資する。

府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に留まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第1 上水道

(1) 復旧計画

- ① 水道復旧班及び水源班は、水道施設及の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

- ① 水道本部班は、被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況、今後の見通し等について、上下水道部ホームページ等で広報する。
- ② 広報班は、被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況、今後の見通し等について、市公式LINE、広報車等で広報する。

第2 下水道

(1) 復旧計画

- ① 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

- ① 水道本部班は、被害状況、復旧状況、今後の見通し等について、上下水道部ホームページ等で広報する。
- ② 広報班は、被害状況、復旧状況、今後の見通し等について、市公式LINE、広報車等で広報する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

② 復旧計画の策定にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

③ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを災害対策本部、関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 復旧計画

① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

② 復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを災害対策本部、関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第5 電気通信（NTT西日本株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 復旧計画

① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

② 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを災害対策本部、関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、土木班）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

- ① 土木班は、被害状況、復旧状況、今後の見通し等について、広報班に適宜伝達する。
- ② 広報班は、被害状況、復旧状況、今後の見通し等について、ホームページ、市公式LINE、広報車等で広報する。

第7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

- ① 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- ② 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ③ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

第8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

- ① 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- ② 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。
- ③ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを災害対策本部、関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第9 道路（近畿地方整備局、府、土木班）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- ④ 府は、市が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

- ① 土木班は、被害状況、復旧状況、今後の見通し等について、広報班に適宜伝達する。
- ② 広報班は、被害状況、復旧状況、今後の見通し等について、ホームページ、市公式LINE、広報車等で広報する。

第2章 災害復興対策

大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施する。

第1節 復興対策本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

なお、復興対策本部は、復興事業を長期的かつ計画的に実施していく組織とし、その組織体制は次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	部長級職員
防災関係機関	本部長が必要と認めた機関

第2節 復興計画の策定

- 1 市は、大規模災害を受けた場合は、迅速に復興が図られるよう大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づく復興計画を定める。
- 2 市は、復興計画を定める場合は、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、単独又は府と共同して定めることができる。
- 3 市は、復興計画を定める場合は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等とも整合が図られるよう調整行う。
- 4 市は、復興計画を定める場合は、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や避難行動要支援者等、多様な主体の参の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。
 - (1) 復興計画の区域
 - (2) 復興計画の目標
 - (3) 被災後の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他復興に関して基本となるべき事項
 - (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
 - (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
 - (6) 復興計画の期間
 - (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第3節 災害復興事業の実施

市は、府、関係機関、関係団体、市民、民間事業者と協力し、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

なお、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度活用も含めて検討する。